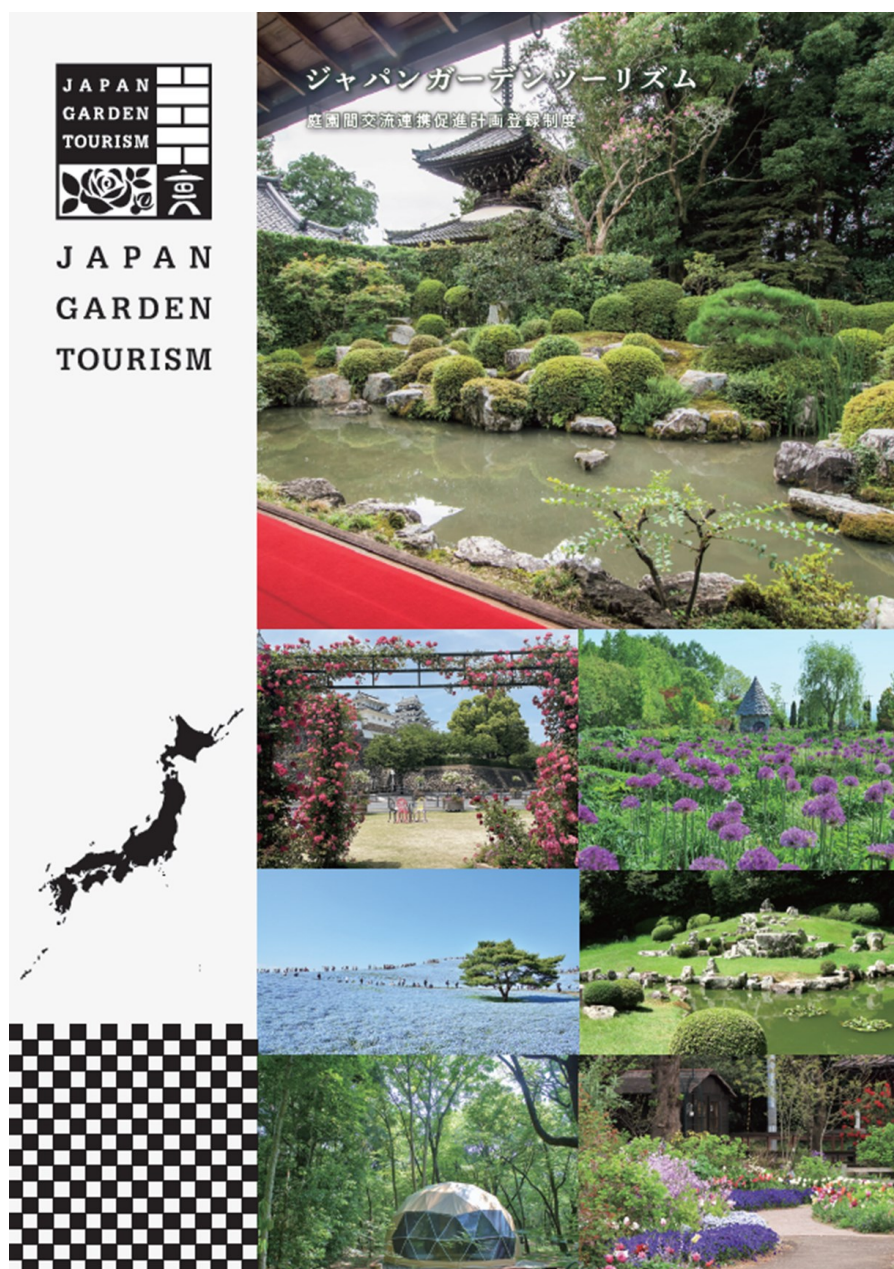


令和7年度

庭園間交流連携促進計画申請の手引き



令和7年度庭園間交流連携促進計画申請の手引き

1. 公募の趣旨・概要等

(1) 本手引きの目的

本手引きは、庭園間交流連携促進計画登録制度要綱（以下「要綱」という）に基づき、庭園間交流連携促進計画の公募を行うために必要な事項を定めるものである。

(2) 公募の趣旨

日本列島には、流水から珊瑚礁までの自然環境があり、原生自然から農山漁村、都市まで多種多様な風土を有している。この地域固有の風土と生活に根ざした形で、海外からの影響を受けつつ、知恵と伝統を活かし、各地の人々の暮らしを反映させた固有の特徴を持つ様々な庭園等が造られてきた。

このような日本における庭園等は、寺社や大名庭園などの伝統的な日本庭園や、明治以降の邸宅と一体となった洋風庭園、さらには都市公園や植物園の花修景などまさに多様であり、訪れる人々が自然と共生してきた日本の文化や風土の多様性を容易に実感できる場として人気を博しており、「明日の日本を支える観光ビジョン（平成28年3月30日策定）」を踏まえた「観光は、我が国の成長戦略の柱、地方創生への切り札である」という認識の下、拡大する世界の観光需要を取り込み、世界が訪れたいくなる「観光先進国・日本」への飛躍を図るための有力な資源となりうるものである。

しかしながら、個々の庭園等の取組だけでは情報発信が十分でないこと等から、その価値が認知されず埋もれている庭園等がある一方で、複数の庭園等が連携した取組により集客の向上、地域の価値の向上を図っている事例も見られる。

そのため、複数の庭園等が連携し、多様な庭園等の個性を十分に発揮するように磨き上げを図ることで、魅力的な体験や交流を創出する取組を「ガーデンツーリズム」と定義する。

こうしたガーデンツーリズムの取組を推進するため、各地域の固有性、共通性、テーマ性を持った庭園間の「連携」に着目した登録制度を創設し、各地域の庭園所有者や管理者等が一体となった各庭園間の「連携」や、地域の隠れた庭園の魅力の再発見を促す。

(3) 登録申請部門

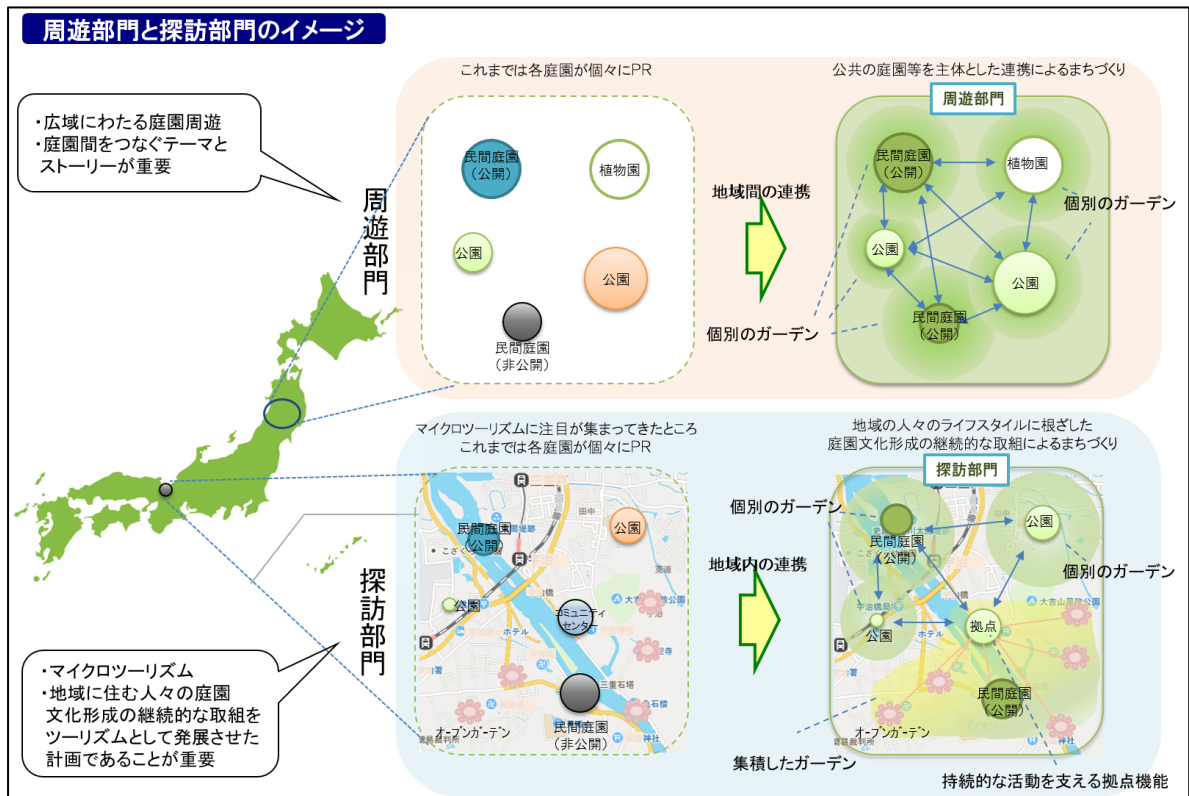
登録申請にあたり、下記のいずれの部門に申請するかを明確にすること。

① 周遊部門

計画全体のテーマ、考え方が明確であり、地域の風土や歴史を共通のテーマで反映した庭園を巡る周遊型のツーリズムの計画内容であること。

② 探訪部門

地域に住む人々の庭園文化形成の取組がツーリズムのテーマに発展した計画内容であること。また、地域の魅力向上に高い実績があり、さらなる向上計画があること。



(4) 登録申請要件

庭園間交流連携促進計画の応募要件は以下のとおりである。

- ① 庭園間交流連携促進計画の登録申請者は、要綱第4条に規定する「庭園等の管理者その他の関係者を構成員とする協議会」であること。
※ 複数の庭園等が連携した取組である必要があり、庭園等の管理者が単独もしくは連名で申請することはできない。
- ② 庭園間交流連携促進計画は、様式1及び2に必要事項を記載したものであること。

(5) 登録申請期間

登録申請は、令和7年10月10日（金）まで受け付ける。

※ 提出場所及び方法については4. を参照のこと。

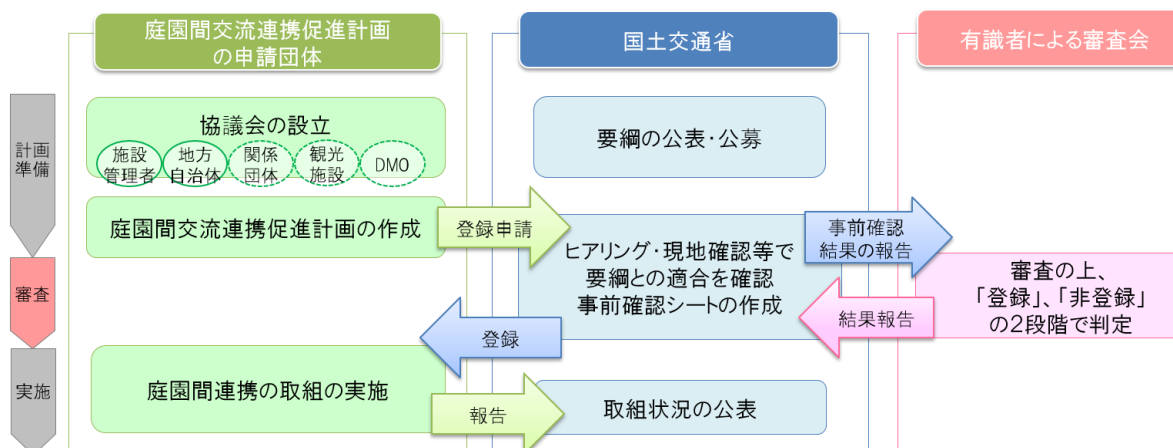
※ 登録申請前に希望があれば計画の内容等に関する相談を随時受け付ける。

(6) 登録申請された計画の審議

登録申請された計画は、要綱第5条の規定に基づき、外部有識者による審査会において審議を行う。審査会は令和8年1月（予定）に開催し、申請期間中に提出された計画について審議するものとする。登録審査の手順及び令和7年度のスケジュール（予定）については下図のとおり。

登録審査の手順

- ① 要綱及び申請様式を公表の上、庭園間交流連携促進計画を公募
▽
- ② 庭園管理者等による協議会は、作成した庭園間交流連携促進計画を国土交通省に申請
▽
- ③ 申請された計画について、ヒアリング・現地確認等により、要綱との適合を事務局で事前に確認
▽
- ④ 審査会において、申請された計画と要綱との適合状況を事務局より報告。その結果を踏まえ、審査「登録」、「非登録」の2段階で判定の上、「登録」と判定されたものについて都市局長が登録・公表



令和7年度スケジュール（予定）

	令和6年度			令和7年度												令和8年度	
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
緑化フェア 全国都市				4/23 岐阜フェア		6/15											
ガーデンツーリズム JAPAN GARDEN TOURISM		第7回登録審査会 2/13		第7回登録証交付式 4/26		第8回登録計画公募 7/24 説明会			第8回登録計画申請締切 10/10				第8回登録審査会		第8回登録証交付式		
											計画のブラッシュアップ						

2. 庭園間交流連携促進計画の記載内容

(1) 登録の対象

庭園間交流連携促進計画登録制度の登録の対象は、「庭園等の管理者その他の関係者を構成員とする協議会」が作成する庭園間交流連携促進計画とし、要綱第4条第3項に規定する以下の事項を記載すること。

- 一 計画の名称及び登録申請部門
- 二 計画のテーマ及び将来像（ビジョン）
- 三 計画を構成する庭園等（以下単に「構成庭園等」という）
- 四 実施する事業（以下単に「事業」という）
- 五 協議会の構成員及び事業実施体制
- 六 その他計画の実施にあたって必要な事項

(2) 庭園間交流連携促進計画の記載内容

庭園間交流連携促進計画は、様式1及び2により、下記1)～9)について記載すること。

1) 計画の名称及び登録申請部門【様式1-1】

- ・ 計画の名称、登録申請部門、申請した協議会名を必ず記載すること
- ・ 登録日は登録が決定した時点で追記するものとする
- ・ 写真や図の有無、文章の配置などレイアウトは任意とする
- ・ 枚数は1枚とする

2) 計画の将来像（ビジョン）【様式1-2】

- ・ 計画に基づく取組により実現したい中長期的な将来像（ビジョン）について記入すること
- ・ 記載する項目は任意とする（定量的な目標を記載する必要はない）
- ・ 枚数は任意とする

3) 取組の対象範囲【様式1-3】

- ・ レイアウトは自由。一般の方が、日本のどの地域のどの範囲で行われている取組かわかるよう工夫すること
- ・ 取組の対象範囲についてはエリアで捉えたものでよく、必ずしもルートの設定を行う必要はない。また、テーマに沿ったつながりに留意すること
- ・ 構成庭園等は様式1-5の番号に対応する形で番号を記載すること
- ・ 枚数は任意とする

4) 計画のテーマ【様式 1－4】

- ・地域の風土や歴史を反映した各構成庭園等に共通するテーマについて記載すること
- ・特に、日本全体から俯瞰して、各地域で推進しようとしているガーデンツーリズムの地域性、独自性について記載すること
- ・写真や図表などを用いてわかりやすく記載すること
- ・枚数は任意とする

5) 構成庭園等【様式 1－5】

- ・全ての構成庭園等について開園面積等必要な情報について記載すること
- ・【その他】には施設の概要や見所・イベント、年間・イベント時の入園者等を記載すること。また、施設の写真や地図等も記載すること（地図を作成していない場合は記載不要）
- ・各構成庭園と計画のテーマとの関連については、単に施設の説明にならないように注意すること
- ・施設ごとにシートを分けて作成すること
- ・枚数は任意とする

6) 拠点機能（探訪部門のみ）【様式 1－6】

- ・探訪部門において、持続的な活動を支える役割を果たす統括的な組織や団体等を記載すること
- ・【その他】には拠点機能としての実績や今後の継続方法を記載すること
- ・枚数は任意とする

7) その他計画の実施にあたって必要な事項【様式 1－7】

- ・様式 1－5 で記載した構成庭園等以外で、庭園間交流連携促進計画を構成する施設等について必要に応じて記載すること（計画を説明する上で必要な事項があれば記載）
- ・レイアウト、枚数は任意とする

8) 実施する事業と実施体制【様式1－8】

- ・「これまでの取組」には、既に庭園間連携の取組を実施している場合には、その内容を記入すること
- ・「今後の取組」には、今後、計画に基づいて実施する取組について、その方向性を記載の上、その方向性に基づく直近5年程度を目途に実施する連携した取組については必ず記載すること。それ以降の取組については記載できるものがあれば記載すること。また、構成庭園等が単独で行う取組であっても計画を推進する上で重要な事業であれば記載すること
- ・「協議会の構成員」には、協議会の規約があれば添付すること
- ・「事業の実施体制」には、取組を実施する上での体制を記載すること。なお、協議会の構成員に限らず、オブザーバーやアドバイザー、活動資金の融資協力など取組に具体的に関わっている主体を記載し、実施体制の全体像がわかるようにすること
- ・枚数は任意とする

9) 具体的な事業一覧表【様式1－9】

- ・様式1－8の「今後の取組」で記載した「直近5年程度を目途に実施する連携した取組」については必ず記載すること
- ・事業期間に特段の終了期間を設けていない場合は、終了期間を5年後とし、適宜計画を変更（軽微な変更）するものとする
- ・様式1－7の「今後の取組」で記載した「構成庭園等が単独で行う取組であっても計画を推進する上で関連する事業」についてもシートを作成すること
- ・事業ごとにシートを分けて作成すること
- ・枚数は任意とする

10) 登録申請の頭紙【様式2】

- ・必要事項を記入の上、様式1－1～様式1－9と併せて提出すること
- ・枚数は1枚とする

3. 庭園間交流連携促進計画の登録基準

(1) 登録の基準

都市局長は、登録申請された計画が外部有識者による審議において、以下に掲げる登録基準に適合すると認めるときには、要綱第5条の規定に基づき、計画を登録簿に登録する。

- 一 計画のテーマ及び将来像（ビジョン）
 - ア 地域の風土や歴史を反映した各庭園等に共通するテーマが設定されていること
 - イ 「ガーデンツーリズム」を通して実現を目指す地域の活性化等の将来像（ビジョン）が定められていること
 - ウ 周遊部門においては、地域の風土や歴史を共通のテーマで反映した庭園を巡る周遊型のツーリズムを実現する計画内容であること
 - エ 探訪部門においては、地域の人々の生活に根ざした庭園文化形成の取組がツーリズムに発展した計画内容であること
- 二 構成庭園等
 - ア 構成庭園等がテーマに適合していること
 - イ 構成庭園等が公開されており、各施設に一般的な交通機関でアクセスできること
 - ウ 構成庭園等の管理者が明確であること
- 三 事業
 - ア 事業がテーマに適合し、構成庭園等及び地域の活性化につながるものであること
 - イ 事業が、計画性があり、一定の継続性を有していること
- 四 実施体制
 - ア 構成庭園等の管理者等による協議会が組織されていること
 - イ 協議会へ地方公共団体その他の公的団体が含まれていること、または協議会の会議へ地方公共団体その他の公的団体が参画していること

(2) 登録基準の評価ポイント

各登録基準の評価のポイントは下表のとおりであるので、計画策定の際は留意すること。

評価項目			
計画記載項目 (要綱第4条)	登録基準 (要綱第5条)	評価のポイント	
		周遊部門	探訪部門
計画のテーマ 及び将来像 (ビジョン)	ア 地域の環境や 歴史を反映した各 庭園等に共通する テーマが設定され ていること	計画全体のテーマ、考え方が 明確であること	同左
		多くの観光客が魅力に思う テーマであり、主として周遊 型のツーリズムを実現する ものであること	地域の魅力を高めるテーマの 取組であり、主として探訪型 のツーリズムを実現するもの であること
		構成庭園等の実態に合った テーマであること	地域の庭園文化の取組を基礎 とするテーマであること

		地域の強みを活かした独自のテーマであること	地域の人々の取組をまちづくりに活かしたテーマであること
	イ 「ガーデンツーリズム」を通して実現を目指す地域の活性化等の将来像（ビジョン）が定められていること	地域の将来像（ビジョン）の記載が適切であること（定量的な目標は必ずしも記載する必要はない）	同左
	ウ 周遊部門においては、地域の風土や歴史を反映した共通のテーマで庭園を巡る周遊型のツーリズムを実現する計画内容であること	地域の風土や歴史を反映した共通のテーマで庭園を巡る周遊型のツーリズムであること	ー
	エ 探訪部門においては、地域の人々の生活に根ざした庭園文化形成の取組がツーリズムに発展した計画内容であること	ー	市民のライフスタイルに根ざしたガーデン（オープンガーデンや市民参加による公園等を含む）の取組で、地域の魅力向上に高い実績があり、さらなる向上計画があること
構成庭園等	ア 構成庭園等がテーマに適合していること	テーマに適合した庭園から構成されていること	同左
	イ 庭園等が公開されていること	通期での公開が望ましいが、一時的な公開でも可	民間の庭園群については、統合的な組織において管理者や公開状況等の情報が一元化されていること
	ウ 庭園等の管理者が明確であること	景勝地など管理者が不明確な場所は不可	地域の人々の庭園文化の取組が組織化されており、持続可能な取組を支える拠点機能を有すること
	エ 各構成庭園に一般的な交通機関でアクセスできること	構成庭園間の移動が、原則公共交通機関で可能であること。その他の手段でも誰もが容易にアクセスできること	同左

実施する事業	ア 事業がテーマに適合し、庭園等及び地域の活性化につながるものであること	実施しようとする事業が、テーマに適合していること	実施しようとする事業が、市民の庭園文化の質的向上やまちづくりに寄与するものであること
		実施しようとする事業に、連携した取組を含むこと（単なるスタンプラリーでは連携ではなく、共同イベントの実施や花期の調整など構成施設全体で目に見えた変化があるものが望ましい）	同左
		実施しようとする事業が、庭園等の更なる利用増進を図り、もって将来像（ビジョン）を実現するものであること	同左
	イ 事業が、計画性があり、一定の継続性を有していること	必ずしも毎年・通年の実施は不要であり、随時の見直しは可能	同左
協議会の構成員及び事業実施体制	ア 庭園等の管理者等による協議会が組織されていること	協議会は、管理者等で組織されていれば任意団体でも可 協議会には、必ずしも全ての構成庭園等の管理者が入らなくてもよい	同左
	イ 協議会へ地方公共団体その他の公的団体が含まれていること、または協議会の会議へ地方公共団体その他の公的団体が参画していること	「地方公共団体」もしくは、「DMO、観光協会など地域全体の観光に関する事務を行う公的団体（管理者を除く）」が協議会に関与していること（公的団体の関わり方は、主要な構成員である必要はないが、協議会会議にオブザーバー等で参画し、意見を言える立場にあること）	同左
		組織としての継続性が確保されていること（健全な資金計画や構成員がしっかりと関与できている等）	市民の庭園文化の持続的な活動を支える拠点機能を持ち、エリアとして継続性が確保されていること

4. 登録申請の手続き

(1) 庭園間交流連携促進計画の提出先

1) 庭園間交流連携促進計画の提出先

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 緑地環境室

担当：峰寄、狩野

TEL：03-5253-8420(直通)

e-mail：minezaki-y8310@mlit.go.jp

kanoh-y26c@mlit.go.jp

2) 提出資料

様式1-1～1-9、様式2を紙及び電子データで提出すること。(電子データはPDFファイルで1つにまとめたものを提出)

(2) 登録申請された計画の事前確認に係るヒアリング・現地確認

登録申請された計画を審査会前に国土交通省で事前確認をする過程において、ヒアリング・現地確認を実施する可能性がある。その場合は別途通知する。

5. その他

(1) 登録計画の通知及び公表

要綱第6条の規定により、都市局長は、計画の登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録に係る庭園間交流連携促進計画を提出した協議会に通知するとともに、登録した庭園間交流連携促進計画を国土交通省 HP 等で公表するものとする。そのため、登録された各地域の計画において記載した内容及び使用する写真・図等は公表して差し支えないものとする。

また、登録した庭園間交流連携促進計画の公表に際し、計画の概要資料を作成することとする。

(2) 手引きの変更

本手引きは必要に応じ、随時変更を行うものとする。